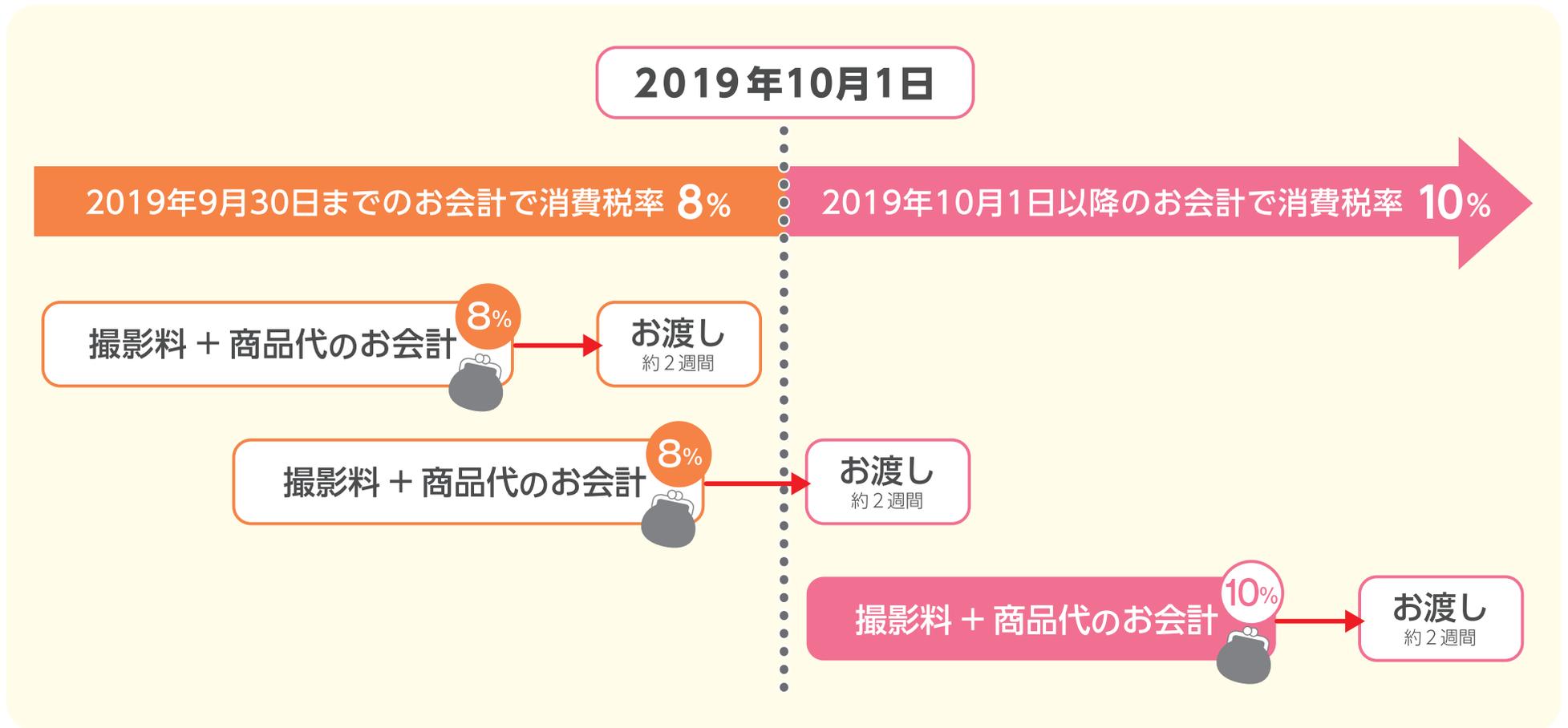


消費税法改正に伴うお知らせ

消費税法改正に基づき、2019年10月1日以降よりご精算には新税率10%が適用されます。

9月30日以前の撮影料・お写真代のお会計は、8%の税率が適用になります。

10月1日以降の撮影料・お写真代のお会計は、10%の新税率が適用になります。



9月までに撮影・購入されたお写真を、10月以降に注文(焼き増し)される場合も消費税が10%になります。